

# 国立大学法人愛知教育大学と愛知県総合教育センターとの 連携・協働に関する協定書

国立大学法人愛知教育大学（以下「甲」という。）と愛知県総合教育センター（以下「乙」という。）は、教員の養成・研修・研究の連携・協働の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、教員の資質向上が強く叫ばれる中、大学憲章の趣旨に則り、多様な教員養成プログラムを通して優れた教員の養成を目指すとともに、教師教育の実践的教育研究を推進しようとする甲と、県内教育の振興を図るために、教員の資質向上に資する研修事業・研究調査事業を開拓する乙が、相互に連携・協働し、教育実践力を高めるための共同研修・研究プログラムの積極的な開発を通して、県内教育の一層の充実を図ることを目的とする。

## （内容）

第2条 甲は、乙からの要請による次の事項における教員の派遣、施設設備等の貸与について、積極的に便宜を図るものとする。

- ① 乙が実施する教職員研修及び教員研究に関する事項
- ② 乙の所員研修に関する事項
- ③ 乙の事業評価等に関する事項

2 乙は、甲からの要請による次の事項における所員の派遣、施設設備等の貸与について、積極的に便宜を図るものとする。

- ① 甲の教員養成プログラム及び教師教育のための実践的教育研究に関する事項
- ② 甲の教員養成課程で履修する学生・大学院生の参観実習に関する事項
- ③ 現職教員の教職大学院修了後の成果還元に関する事項
- ④ 甲の事業評価等に関する事項

## （共同研修等）

第3条 甲と乙とが、この協定に基づいて、新たに連携・協働して行う共同研修や共同プログラム等の開発及び第2項に定める内容については、必要に応じてワーキンググループを構成して推進する。

2 協定の趣旨に基づく、シンポジウム、研究発表会等の開催に関する事項

## （報償費等）

第4条 前二条に定める事項の推進における派遣職員の報償費及び施設設備使用料等については、双方ともに不要とする。

2 派遣職員の旅費については、第2条にあっては要請を行った側が支給することとし、第3条にあってはそれぞれの所属で負担することとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合若しくは改訂の必要がある場合又はこの協定書に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成23年3月8日

国立大学法人愛知教育大学長

愛知県総合教育センター所長

佐々木正久

加藤滋伸